

第3次南会津町総合振興計画 自然と人が笑顔を育むまち

くともにも生きる みんなのふるさとく

施策⑨
良好な居住環境の整備

施策の目指す姿

◇町民との合意形成による道路の整備や良好な土地利用が図られています。

わたしたちができること

◆常に、最適な住環境の整備を心がけます。
◆互いに助け合い、協力しながら生活します。

施策⑩
持続可能な上下水道

施策の目指す姿

◇水道施設、水源の維持管理が適正に行われ、安定的な水道水が供給され、効率的な水道事業の経営が行われています。

わたしたちができること

◇下水道計画区域内の管路整備、処理施設の適正な維持管理が進んでおり、計画的かつ安定的な下水道事業の経営が行われています。

施策⑪
町民みんなにやさしい交通

施策の目指す姿

◇公共交通の利便性が向上し、町民みんなが移動しやすいまちになっています。

わたしたちができること

◆安全・安心な公共交通を利用します。
◆公共交通の便利な使い方をみんなで学びます。

施策⑫
災害・犯罪への備え

施策の目指す姿

◇自主防災・防犯組織の活性化により自助・共助力が高まっています。

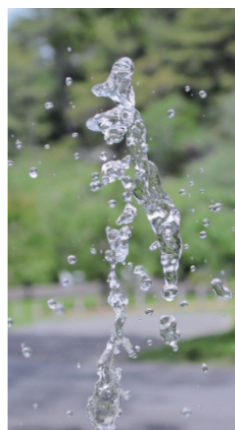
わたしたちができること

◆ご近所同士で声をかけ合いながら、安全・安心なまちづくりを目指します。
◆犯罪や詐欺に巻き込まれないように日頃から正しい知識の習得に努めます。
◆家庭でも備蓄品の用意を心がけます。

目標の柱③ 快適で充実した生活が送れる魅力ある生活基盤づくり



昨年開通した田島バイパス



わたしたちができること

◆水道・下水道料金をきちんと納めます。
◆異物（油や生ごみなど）を流さないよう生活排水に注意します。



【問合せ】
総合政策課 企画政策係
電話 0241-62-6210



ホームページはコチラ

来月号は、目標の柱④「世代を超えて「南会津愛」を育む、共育のまちづくり」について掲載します。

南会津町は「結婚したい」を応援します

町では、結婚を希望する皆さんを応援するため、さまざまな形で出会いの機会を提供し、結婚をサポートします。

【縁結びサポーター】

結婚を希望される方の相談に応じて、お相手の紹介や引き合わせを担うなど、結婚までの活動を2人3脚でサポートします。

相談を希望される方は、縁結びサポーター、または、総合政策課企画政策係へご連絡ください。LINEでの問い合わせも可能ですので、お気軽にご相談ください。

【結婚サポート企業・団体】

町内に勤務する单身男女の出会いや交流を応援したい企業・団体が「南会津町結婚サポート企業・団体」として登録しています。登録企業・団体と町担当窓口によるネットワークを活用し单身男女の出会い・交流の場を創出します。
(6月末時点、登録数25)

縁結びサポーターの皆さん

矢沢 鉄雄さん(永田)



【連絡先】
電話：0241-64-5383
携帯：090-4632-8851
mail：tetsuo741630@outlook.jp

星 善光さん(戸中)



【連絡先】
電話：0241-78-2411
携帯：090-9031-7753

酒井 惣一さん(鶴巣)



【連絡先】
携帯：090-2799-0303
mail：live.lemon@docomo.ne.jp

芳賀 美紀さん(福渡)



【連絡先】
電話：0241-78-2772
携帯：070-6614-3522
mail：aguri0226@icoud.com

澤田 けい子さん(長野)



【連絡先】
電話：0241-62-2514
※午後6時～午後8時

星 美矢子さん(針生)



【連絡先】
電話：0241-64-2519
携帯：080-1802-3312

五十嵐 公治さん(和泉田)



【連絡先】
携帯：090-3752-2350

【問合せ】
総合政策課 企画政策係
電話 0241-62-6210



LINE登録はコチラ

【オンラインコミュニティ】

Slackというビジネスチャットツールを利用して、オンライン上で交流し、繋がりを深めるコミュニティ「ミイズ」を立ち上げました。地域のニュースやイベントの情報共有したり、時には一緒に活動をする仲間をつくるなど新たな交流が生まれることを目的としています。



Slackへの参加はコチラ

【スキルアップセミナー】

これまで町では、結婚を応援する方を対象にしたセミナーや独身者を対象にしたセミナーを開催しました。今年度は、独身者に限定せず、男女別にスキルアップセミナーを開催します。

【出会い創出イベント】

町の資源を活かし、新たな出会いの場を創出するため、3回のイベントを開催します。
●開催時期とテーマ
7月…自然・星空観賞(終了)
11月…アロマ調香体験
2月…スノーボード



なお、調査にあたり、農業委員および農地利用最適化推進委員が、農地に立ち入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

注意事項

意向が守られなかった場合は、翌年から当該農地に対する固定資産税の軽減措置が適用されず、課税額が約1.8倍となります。ただし、農地中間管理機構への貸し付けを希望しても、機構側が借り受けできないと判断する場合があります。この場合は、課税の強化は行われません。

【問合せ】

農業委員会事務局 電話 0241-62-6320

お手軽な「利用権設定」

■「利用権設定」のメリット

農地法に基づく許可申請が不要な上、契約期間満了後に、貸した農地が確実に返還されるため、再度安心して貸すことができます。

■手続きは簡単！

貸付人と借受人で話し合い、利用権設定申出書に必要事項を記入の上、提出いただくだけです。

知って得する農業者年金

■農業者年金加入のメリット

国民年金に加入している農業者であれば、誰でも加入することができます。
 ・保険料は選択制で、全額控除対象
 ・経営状況に応じ、保険料の増減が可能
 ・積み立て方式で、運用益は非課税
 ・終身年金で、長い老後をサポート
 ・一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助制度あり

農地を有効に活用するために

農地パトロールにご協力ください

農業委員会では、毎年7月から9月までを「農地パトロール月間」と定め、農地の利用状況を調査・点検しています。

この調査は、遊休農地の実態把握や、農地の無断転用の早期発見に努め、農地の荒廃を最小限に食い止めることを目的としています。調査の結果によっては、所有者に対し、農地利用の意向を確認しますので、ご協力をお願いします。

【調査の流れ】

- 1 農業委員および農地利用最適化推進委員が、町内全域の農地をパトロール
- 2 調査・点検結果を集計
- 3 遊休農地などの所有者に対し、農地利用の意向を確認
 ・農地中間管理機構に貸し付け
 ・あつせんを希望する
 ・自ら受け手を探す
 ・自ら耕作する

農地の貸し借りには、必ず手続きを！

■手続きの方法は？

次の3つの方法あります。

- A 農地法に基づく許可申請
 - B 農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の申し出
 - C 農地中間管理事業推進法に基づく契約
- ※正しい手続きを踏まない「ヤミ小作」は、違法行為です。トラブルが発生しても、法的に守られません。

農地転用には許可が必要です

■農地転用とは？

農地を農地以外の地目に変更することを指し、県知事などの許可が必要です。許可を受けず農地を転用すると、原状回復命令や罰則の適用があります。また、届け出をせず、土を盛ったり、資材などの置き場にすることもできません。課税地目にかかわらず、登記地目が農地であれば、農地法が適用されます。



町職員および一部事務組合職員
採用候補者試験（高校卒業程度）のご案内

南会津町	南会津地方環境衛生組合	南会津地方広域市町村圏組合
■受験資格（学歴は問いません）		
・日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方 ・平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方	・日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方 ・昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方	・日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当しない方 ・平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 ・普通自動車免許（AT限定を除く）を取得している方、または取得見込みの方
■試験職種・採用予定人数		
一般事務 4人程度	技能労務職 若干名	消防 若干名
■試験日時		
第1次試験 日時：9月17日（日）午前9時開始 ※第2次試験については、第1次試験合格者に対し、別途通知します。		
■試験場所		
第1次試験 県立南会津高等学校本校舎（南会津町田島宇田部原260）	第1次試験 南会津地方広域市町村圏組合消防本部・消防署庁舎（南会津町田島宇田西上川原乙65）	
■試験内容		
① 第1次試験 教養試験、各種検査 ② 第2次試験 小論文、集団討論、面接	① 第1次試験 教養試験、各種検査 ② 第2次試験 面接、作文	① 第1次試験 教養試験、適性検査、体力試験 ② 第2次試験 口述、作文、身体検査
■申込方法		
申込方法や試験の詳細は、各ホームページをご覧ください。お問い合わせください。		
■申込締切		
8月10日（木）同日必着		
■申込み・問合せ		
総務課 総務係 電話 0241-62-6100 館岩総合支所 町民課 総務係 電話 0241-78-3320 伊南総合支所 町民課 総務係 電話 0241-76-7711 南郷総合支所 町民課 総務係 電話 0241-72-2111	総務課 総務係 電話 0241-67-2480	事務局 総務係 電話 0241-62-0054 消防本部 総務課 総務係 電話 0241-63-3118

南会津町を素敵な地域にしたいという仲間の応募を待っています。

南会津町役場
五十嵐 日向子 主事

生まれ育った町の環境を守っていくため共に働いてみませんか。

南会津地方環境衛生組合
菊地 修斗 技能員

南会津消防の一員として住民の心身と財産を守っていきましょう！

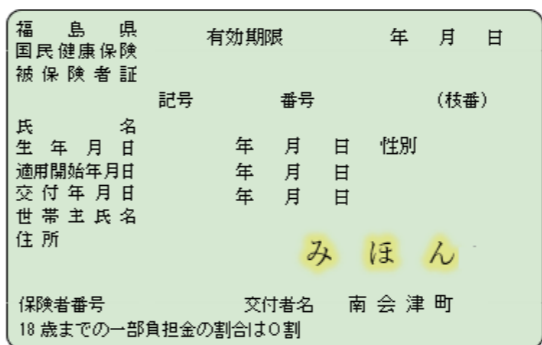
南会津地方広域市町村圏組合消防本部
佐藤 幸介 消防士

国民健康保険制度の被保険者証が

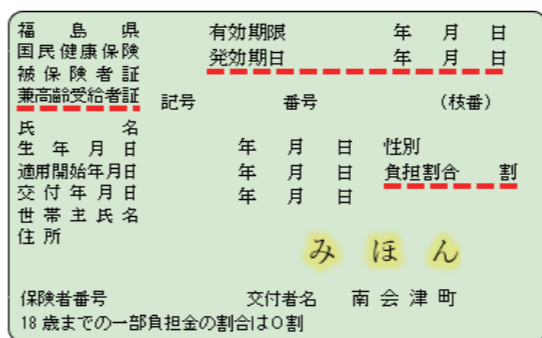
8月1日に更新されます

国民健康保険制度の被保険者証が、8月1日に更新されます。新しい被保険者証は、7月下旬に世帯主宛てに郵送しますので、お手元に届きましたら、紛失などに注意し、大切に保管してください。新しい被保険者証の有効期限は、8月1日から翌年7月31日までです。

なお、70歳から74歳までの方には被保険者証と高齢受給者証が



0歳から69歳までの方に交付する
国民健康保険被保険者証



70歳から74歳までの方に交付する
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（兼証）

一体となった「被保険者証兼高齢受給者証（兼証）」が交付されます。兼証には医療費の負担割合や発効期日が記載されていますのでご確認ください。現在使用されている被保険者証は、有効期限を過ぎ次第、各自責任を持って処分してください。個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分ご注意ください。

【注意事項】

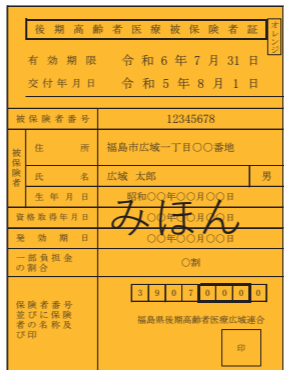
- ▶ 保険医療機関などを受診される場合は、被保険者証を必ず窓口で提示してください。
- ▶ 70歳の誕生日を迎える方には、誕生日の翌月に兼証を交付します。
- ▶ 保険医療機関などで支払う負担割合をお知らせします。
- ▶ 18歳以下の方（18歳を迎えた日から最初に迎える3月末まで）は、0割
- ▶ 19歳から69歳までは、3割
- ▶ 70歳から74歳までは、兼証に記載された割合
- ▶ 転出などで被保険者の資格を喪失した場合は、直ちに役場の窓口へ被保険者証を返却してください。
- ▶ 勤務先の健康保険に加入された場合や、被扶養者となった場合は、14日以内に役場の窓口へ届けてください。
- ▶ 被保険者証の記載事項（住所・氏名・世帯主など）に変更がある場合は、役場へ変更申請が必要です。

被保険者証の有効期限について
令和6年7月31日までに70歳を迎える方、負担割合が変わる方、75歳を迎える方（後期高齢者医療制度に移行）は、有効期限が異なります。

【問合せ】
住民生活課 国保年金係 電話 0241-62-6120
館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3345
伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7712
南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2224

あった場合も、14日以内に役場の窓口へ届け出てください。
特別な事情なく国民健康保険税を滞納している場合は、被保険者証をご返却いただく場合があります。国民健康保険税は、医療給付の大切な財源であるため、納付へのご理解とご協力をお願いします。

後期高齢者医療制度の被保険者証が更新されます



後期高齢者医療被保険者証

また、世帯員全員の住民税が非課税である場合、申請のあったご家庭を対象に交付する「限度額適用・標準負担額認定証」の有効期限も、7月31日です。引き続き交付を希望される場合は、新たに申請が必要です。8月31日までに、必ず担当窓口で更新手続きを行ってください。

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の被保険者証が、8月1日に更新されます。

新しい被保険者証（オレンジ色）は、7月下旬に加入者本人宛てに郵送します。お手元に届きましたら、紛失などに注意し、大切に保管してください。新しい被保険者証の有効期限は、8月1日から翌年7月31日までです。

現在使用されている被保険者証（ピンク色）は、有効期限が過ぎ次第、各自責任を持って処分してください。なお、個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分ご注意ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ
75歳を迎えられた方や、年金から保険料の天引きができない方を対象に「後期高齢者医療保険料賦課決定通知書・納入通知書」を8月上旬に郵送します。

【問合せ】
住民生活課 国保年金係 電話 0241-62-6120
館岩総合支所 町民課 住民係 電話 0241-78-3345
伊南総合支所 町民課 住民係 電話 0241-76-7712
南郷総合支所 町民課 住民係 電話 0241-72-2224

町の各種申請・届出書 押印の見直しを進めています

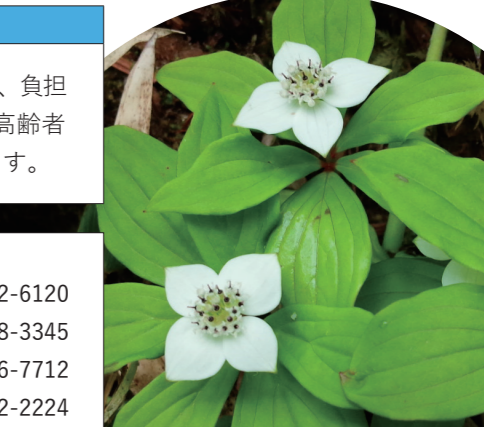


- 例、様式等に基づいて押印が義務付けられているもの
- 法令等に基づく「契約書」やそれと同様の性質のあるもの（「覚書」や「誓約書」等）
- 契約事務に関係する「見積書」、「請求書」や「領収書」のような、支出根拠書類となるもの
- 登録されている印鑑を押印し、印鑑証明書と照合する必要があるもの

町では、町民の皆さまの負担軽減と行政手続きの簡素化を目的に、各種申請書や届出書への認印の押印を不要とするよう、見直しを進めています。
押印の見直しの対象は、主に町が独自に定めていた手続きに関するもので、次に掲げるものは、引き続き押印が必要となります。

注意事項
見直し後の書類に、引き続き記名押印いただいても問題はありません。
個別の様式や手続きについて、詳しくは各担当課にお問い合わせください。

【問合せ】
総務課 総務係 電話 0241-62-6100



【出欠報告】
対象の方には6月下旬に開催案内を送付しています。
出欠報告は、町ホームページでも受け付けています。

【対象者】
平成15年4月2日〜平成16年4月1日に生まれた方で、町内に住所を有する方、または、町立中学校に在籍していた方。
※住所を町外に移した方などで、町の成人式に出席を希望される場合は、問合せ先へご連絡ください。

【開催日時】
8月15日(火)
式典…午前11時
記念撮影…午前11時40分

【開催場所】
御蔵入交流館 文化ホール

受付時間について

混雑防止のため、出身中学校によって受付時間を分けてご案内します。なるべく下記の時間にお越しください。
※午前10時以降であれば指定時間外でも受付可能です。

田島中学校 町立中学校出身者以外	午前10時～午前10時20分
荒海中学校・館岩中学校 南会津中学校	午前10時20分 ～午前10時40分

【問合せ】 生涯学習課 生涯学習係 電話 0241-62-5511



ホームページはコチラ

本年度、二十歳を迎える皆さまの新たな人生の門出をお祝いするため、下記により南会津町二十歳のつどいを開催します。

information **09**
令和5年度二十歳のつどいを開催します



開催日時・内容	
第1回	7月24日(月) 午前10時～正午 開講式、ふれあい遊び
第2回	8月20日(日) 午前10時～正午 子育てパパとママの「生活設計」
第3回	9月15日(金) 午前10時～正午 町の文化に触れよう(藍染体験)
第4回	10月17日(火) 午前10時～正午 絵本で遊ぼう
第5回	11月8日(水) 午前10時～正午 親子のコミュニケーション(親業)
第6回	12月19日(火) 午前10時～午後1時 食育について(調理実習)
第7回	1月23日(火) 午前10時～正午 親子のふれあい(親子体操)
第8回	2月27日(火) 午前10時～正午 元気に外遊び、情報交換、閉講式

【問合せ】
中央公民館(御蔵入交流館内) 電話 0241-62-5511

中央公民館では、子育て世代の家族を対象に、「パパママわくわく子育て教室」を開設します。学習会は、毎月1回で内容によって託児室を設けますので、気軽にご参加いただけます。

この機会に、育児の不安やストレスを和らげ、子育てと将来のライフプランについても考えてみましょう。

【開催場所】
御蔵入交流館

【募集人員】
※第3回は、奥会津博物館
3歳以下の乳幼児をお持ちの親子15組

【受講料】
無料
※ただし、材料費は自己負担です。

【申込方法】
次の申込フォームからお申し込みください。

【申込締切】
7月18日(火)



申込みフォームはコチラ

information **08**
家庭教育講座「パパママわくわく子育て教室」参加者募集



親子体操の様子



絵本で遊ぼう



託児の様子

毎年夏季に開催されています桐朋学園芸術短期大学の松井康司教授主催による音楽講座及びマスターコース修了コンサートが開催されます。

【開催日時】
8月3日(木)
午後1時30分開場予定
①音楽講座 午後2時～午後2時40分
②テーマ 歌を歌って体内活性化!
ヴォイストレーニングをしながら「夏の思い出」を歌いましょう!



【問合せ】 生涯学習課 芸術文化係 0241-62-6311

②修了コンサート
開演…午後3時
終演予定…午後4時15分

【開催場所】
御蔵入交流館 文化ホール

【入場料】
無料
直接会場にお越しください。

information **10**
南会津マスターコース音楽講座&修了コンサート